急速充電設備とは?

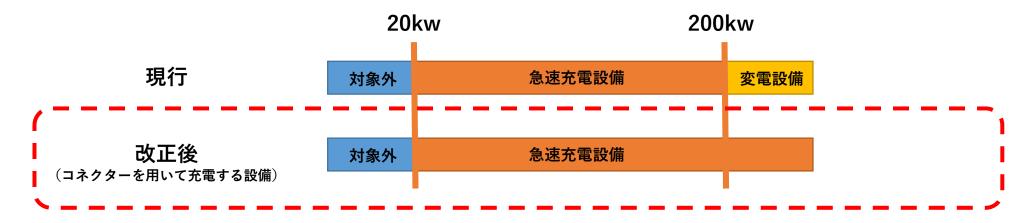
急速充電設備は、電気自動車などの車載電気で高電圧で電流を流すことで短い時間で充電することができる設備で、外出先等で充電をするため高速道路のサービスエリアやその他の施設などに設置されている設備です。



今回の改正内容

(1) 急速充電設備の定義について

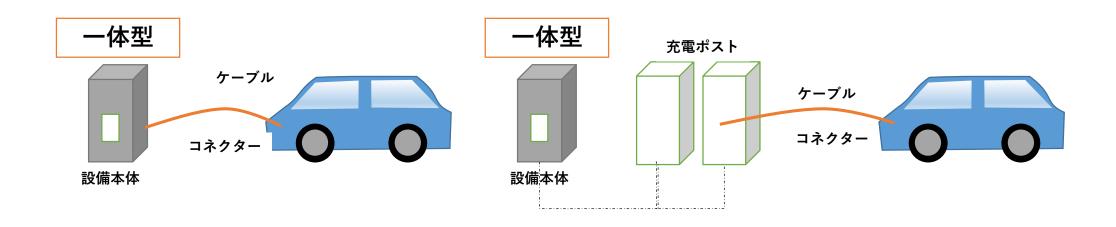
これまでは全出力20キロワットを超え200キロワット以下のものを急速充電設備として取り扱っていましたが全出力の上限を撤廃して今までは変電設備として取り扱っていたものも急速充電設備として取り扱います。



今回の改正内容(2)

このほか急速充電設備の定義について、次のとおり規定します

- ア「電気を動力源とする自動車、原動付き自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」とすること。
- イ 急速充電設備は「コネクターを用いて充電する設備」であること
- ウ 分離型の急速充電設備は、充電ポストも含むこと



コネクター: 充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの。

充電ポスト : コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの

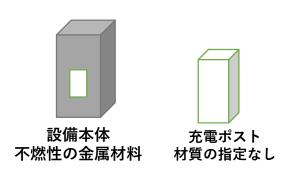
今回の改正内容(3)

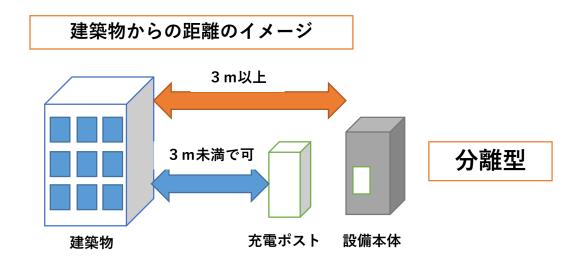
(2) 充電ポストの取り扱いに関する事項

分離型の充電ポストは変圧機能を有していないため出火の可能性が低いことから、設備本体に規定している 次の規定を適用しないこととします。

- ア 筐体を不燃性の金属で作ること。
- イ 屋外に設けるものにあっては建物から3メートル以上の距離を保つこと。

筐体の材質





(3) 緊急停止装置について

利用者が異常を認めたときに手動で停止することができる装置(緊急停止装置)をコネクター等の速やかに 操作できる箇所に設けることを規定します。

今回の改正内容(4)

- (4) 蓄電池について
- ア 設備本体

急速充電設備の設備本体に蓄電池を内蔵する場合は、蓄電池の異常を検知した場合に急速充電設備を自動的に停止させる等の措置が規定されていますが、内蔵する蓄電池が「主として保安のために設けもの」のみの場合は、急速充電設備を自動的に停止させる等の措置に関する規定を適用しないこととします。

イ 分離型充電ポスト「主として保安のために設けるもの」を除き、蓄電池を内蔵してはならないことと します。

今回の改正内容(5)

喫煙所等の標識について 火災予防条例 別表にある標識には削除され右図のいずれかの標識を掲示することとしました。

火災予防条例 別表

表示の種類	図記号	色
喫煙所である旨 の表示		記号は黒、斜め の帯びたい及び 枠は赤、地は白
火気厳禁である 旨の表示		記号は黒、斜め の帯及び枠は赤、 地は白
喫煙所である旨 の表示	42/	記号は黒、地は白

健康増進法の規定





ISO規格(国際標準化機構が定めた規格)







JIS規格(日本産業規格) Z8210





